

浄化槽管理者（使用者）の皆様へ

浄化槽の機能が正しく発揮され、河川や湖にきれいな水を流すためには、適切な維持管理が必要です。

① 正しい使用方法を守ってください。

- 浄化槽に殺虫剤や酸・アルカリの強い洗剤は流さないで！
…水をきれいにしてくれる微生物が死んでしまいます。
トイレのお掃除洗剤に気をつけて。
- 流しに食用油を捨てないで！
…水をきれいにしてくれる微生物に大きな負担をかけます。
食器の汚れは紙でさっと拭いてから。
- 水に溶けないものは流さないで！
…詰まりの原因になります。
水に溶けないティッシュや生理用品、吸い殻はトイレに捨てないで。
- プロアの電源は抜かないで！
…水をきれいにしてくれる微生物が死んでしまいます。
- 浄化槽の上には重いものを置かないで！
…浄化槽が重さに耐えられなくなります。
いつでも保守点検や清掃ができる状態にしておいてください。
- ディスポーザーを使うには [ディスポーザー＝生ごみを粉碎して流す機器]
…ディスポーザー対応の浄化槽でなければ使ってはいけません。

② 保守点検を行ってください。

- 浄化槽がちゃんと機能しているかどうかを判断し、微生物が働きやすい環境にするために、各機器類の点検や消毒剤の補充を行ったり、清掃が必要な時期を判断するなどの「保守点検」を定期的に行うことが浄化槽法で定められています。
- 保守点検は自分でもできますが、法律で定めた基準を守らなくてはならないので、知事の登録を受けた保守点検業者に委託するのがよいでしょう。
- 保守点検の記録は3年間保存が義務づけられています。

③ 年に一度は清掃が必要です。

- 微生物が汚水を処理すると、スカムや汚泥がたまりやすくなります。汚泥がたまりすぎると、浄化槽が正常に機能しなくなるおそれがあります。[スカム＝泡状の浮いた汚泥]
そのため、年に1度以上は、スカムや汚泥を引き抜き、各装置を洗浄したり掃除をする「清掃」を行うことが、浄化槽法で定められています。
- 清掃の記録は3年間保存が義務づけられています。



④ 法定検査でチェックを受けてください。

- 浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかどうかをチェックするために、年に1度、「法定検査」(11条検査)を受検することが浄化槽法で定められています。(そのほかに、浄化槽の使用開始後、3ヶ月を経過してから5ヶ月の間に、浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかどうかをチェックするための検査(7条検査)があります。)
- 法定検査は、知事が指定する検査機関である「公益社団法人 北海道浄化槽協会」が実施します(連絡先電話番号 011-823-4755)。
- 保守点検と法定検査は目的が異なります。保守点検を行っていても、法定検査は必要です。平成17年の法改正により未受検者には指導や命令が行われる場合があります。

★台所や風呂などの排水を未処理で流す『単独処理浄化槽』から、すべての生活排水を処理する『合併処理浄化槽』への転換も重要です★

「単独」は台所などの排水を処理せずに流すので、「合併」の8倍の汚れを川などに放流しています！

保守点検業者は浄化槽維持管理のプロです。ご不明なことはご相談ください。

…使用開始報告や浄化槽管理者の変更、休止・再開や廃止の手続き、保守点検・清掃の記録票の保管など…

*設置の届出がされていない浄化槽がある場合は、市町村に連絡をお願いします。



保守点検業者

